

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明）

- 1 建築物の用途 一戸建て住宅 一戸建て住宅以外の住宅
 （該当する□にレを記入） 工場等のみ 工場等のみの場合以外の非住宅
- 2 計画の評価方法 住宅部分：
 （該当する□にレを記入） 仕様基準 仕様・計算併用法 標準計算法
 非住宅部分：
 モデル建物法 標準入力法等

3 手数料額の計算

計画の種類 (該当する□にレを記入)		適合証等がある場合	適合証等がない場合
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅	m ²	別表3 6の(1) 円(a)	別表3 6の(2) 円(A)
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	別表3 6の(1) 円(b)	別表3 6の(2) 円(B)
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	別表3 6の(1) 円(c)	別表3 6の(2) 円(C)
	工場等のみの場合の床面積の合計	m ²	別表3 6の(2) 円(D)
	非住宅部分の床面積の合計	別表3 6の(1) 円(e)	別表3 6の(2) 円(E)
	計	(b) + (e) 又は (c) + (e) 円	(B) + (E)、(C) + (E)、 (B) + (D) 又は (C) + (D) 円

合計 円

(注意)

- 1 「適合証等」とは、大田区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第16条第3項に規定する図書をいう。
- 2 「別表」とは、大田区手数料条例別表を指す。
- 3 住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、一戸建て住宅の額とする。